

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。



## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。



## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。



## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。

## 土地区画整理法第76条許可申請についての手引き

前橋市都市計画部区画整理課

土地区画整理法第76条により、土地区画整理事業区域内で事業施行の障害となるおそれのある

1. 建築物、その他工作物の新築・改築・増築
2. 土地の形質の変更
3. 移動の容易でない物件の設置、もしくは、たい積

を行おうとする者は、市長の許可を得なければなりません。

下記によって許可申請を行ってください。

申請にあたって許可申請書には、許可申請明細書、その他市長が必要と認める書類を正副1部ずつそれぞれ該当する課に提出してください。

なお、不明な点につきましては担当課とご相談ください。

### [参考]

法76条許可申請を必要とする土地区画整理事業の施行地区名

- ・千代田町三丁目地区
- ・元総社蒼海地区
- ・二中地区（第一）
- ・松並木地区
- ・新前橋駅前第三地区
- ・小暮地区
- ・文京町四丁目地区
- ・駒形第一地区
- ・西部第一落合地区

※令和6年4月1日現在

◎申請書の様式

- ・土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書 様式第1号
- ・許可申請明細書 様式第4号

◎その他市長が必要と認める書類

- ・代理人が申請の場合は、委任状 様式第5号
- ・仮換地指定通知書または仮換地証明書（最新のもの）
- ・保留地がある場合は、保留地売買契約書または保留地証明書（最新のもの）
- ・借地の場合は、土地使用承諾書 様式第6号
- ・地目が農地の場合は、農地転用の書類または宅地であることを証する書類  
（登記簿謄本または農地転用受理書）
- ・その他、案内図・配置図・各階平面図・立面図等

なお、上記『配置図』には、建築物等から隣地境界（換地線）までの距離を入れてください。また、破線で軒の出を書き込み、これにも境界までの距離を書き入れてください。